

議 事 録

平成27年第2回定例会

[初 日]

平成27年6月17日（水）

開 会	
議 長	総務課長
総務課長	町民憲章の朗読いたしますので、ご起立をお願いいたします。 本文のみ朗読いたします。 町民憲章 一つ、私たちは、豊かな自然に満たされた筑前町をつくります。 一つ、私たちは、伝統と文化を守り、育てる筑前町をつくります。 一つ、私たちは、平和を願い、命を大切にする筑前町をつくります。 一つ、私たちは、人を思いやり、共に支え合う協働の筑前町をつくります。 一つ、私たちは、子どもが元気で健やかに育つ筑前町をつくります。 一つ、私たちは、健康で希望に満ち、活気と笑顔あふれる筑前町をつくります。 ありがとうございました。
議 長	本日の出席議員は、１６人につき定足数に達しております。 ただ今から、平成２７年第２回筑前町議会定例会を開会します。 （１０：００）
日程第１	
議 長	日程第１「会議録署名議員の指名」を、行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定によって、 ３番 横山善美議員及び４番 山本一洋議員を、指名します。
日程第２	
議 長	日程第２「会期の決定について」を、議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日６月１７日から６月２９日までの１３日間としたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 （異議なし）
議 長	異議なしと認めます。 したがって、会期は、本日から６月２９日までの１３日間と決定しました。
日程第３	
議 長	日程第３「町長のあいさつ及び提案理由の説明」を、求めます。 町長
町 長	おはようございます。 本日は、平成２７年第２回定例会を招集しましたところ、全員ご出席いただきましてありがとうございます。 さて、平成２７年度早々に筑前町合併１０周年記念式典、福岡県植樹祭、県道７７号線全線開通など、筑前町にとって１０年あるいは数十年に一度という事業執行や工事が完工いたしました。これも先人の尽力の積み重ねの成果であることを感謝し、今を生きる私どもはこの資産にさらに磨きをかけて、未来への種をまき、後世へ引き継がなければならないと考えます。 筑前町は今年も２，０００haの水田のうち、約１，２００haに田植えが始まりました。水稻の生産額は年々減少しているとはいえ、日本の主食を栽培し、町総面積の６分の１は水稻が作付されていることから、農業は基幹産業であり、稲は大豆と並んで基幹作物として、筑前町地方創生の資産であるといえます。 また、将来の人口対策として、町経済の活性化、雇用の創出など課題山積です。健全財政の堅持と地方創生推進のためにも英知を結集し、新しい時代の町づくりを推進しなければならないと、改めて意を強くするところでございます。

	それでは、本日提案します議案等 15 件の提案理由の説明を申し上げます。 なお、今会期中に追加議案の上程を予定していますので、このことにつきましてもよろしくお願いいたします。 報告第 1 号 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況につきましては、当該法人より経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので地方自治法の規定により報告するものです。 報告第 2 号 平成 26 年度筑前町一般会計予算の継続費繰越につきましては、3 月定例会においてご承認いただきました町営住宅建替・改修事業の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 議案第 3 号 平成 26 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越につきましても、3 月定例会においてご承認いただきました、プレミアム付商品券発行事業ほか 8 事業の繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により報告するものです。 承認第 1 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、中牟田・昭和線農道改良工事を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。 承認第 2 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、多目的運動公園園路広場整備工事（1 工区）を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。 承認第 3 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、多目的運動公園園路広場整備工事（2 工区）を施工するにあたり、工事内容の変更に伴う工事請負契約の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。 承認第 4 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、筑前町税条例及び筑前町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。 承認第 5 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成 27 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されることに伴い、筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。 承認第 6 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、筑前町営住宅篠隈団地建替工事 2 期工事を施工するにあたり、契約金額の変更をする必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。 承認第 7 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、筑前町総合戦略を策定するにあたり、各分野の専門的見地等から意見を聴取するため、筑前町総合戦略推進会議を設置することに伴い、筑前町附属機関に関する条例の一部を改正する必要が生じたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。 承認第 8 号 専決処分を報告し、承認を求めることにつきましては、平成 26 年度の筑前町国民健康保険事業特別会計において、歳入が歳出に不足することにより、地方自治法施行令の規定に基づく繰上充用を行う必要が生じたが、町議会を招集する時
--	--

	間的余裕がなかったため専決処分をしたものです。 議案第２６号 福岡県と締結した曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る基本協定について、工事費及び費用負担額並びに協定の期間を変更する必要が生じたため、地方自治法及び筑前町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものです。 議案第２７号 平成２７年度筑前町一般会計補正予算（第１号）につきましては、補正額３５３，０４８千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ１２，４５０，６８８千円とするものです。 増額補正する主なものは、四三嶋工業用地の買戻し等を行うための、工事用地造成事業特別会計繰出金 ２２３，１０１千円、 昨年度に引き続き、消費税率の引き上げによる影響を緩和することを目的とした、臨時福祉給付金 ５０，８０５千円、 減額補正する主なものは、プレミアム付商品券の発行補助について、平成２６年度繰越予算で取り組むこととなったため、平成２７年度当初に計上していた予算を減額する、商工業振興事務事業 マイナス３，５００千円、などを追加するものです。 議案第２８号 平成２７年度筑前町水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、資本的支出を１１，５３９千円増額し、補正後の資本的支出総額を３０４，９５１千円とするものです。 議案第２９号 平成２７年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、補正額２２３，１０１千円を増額し、補正後の歳入歳出総額をそれぞれ２２４，５０１千円とするものです。 以上が、本日提案します議案の提案理由でございます。 慎重にご審議をいただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、あいさつ並びに提案理由の説明といたします。一部誤字等がございましたことをお詫び申し上げます。
議 長	町長の提案理由の説明が終わりました。
日程第４	
議 長	日程第４ 報告第１号「株式会社 筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」を、議題とします。 報告を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	おはようございます。 議案書３ページをお願いいたします。 報告第１号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」 株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里から経営状況を説明する書類の提出があり、これを承認したので地方自治法第２４３条の３第２項の規定により、別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 それでは、お手元のほうに別紙資料を２冊配布しておりますが、その内報告第１号関係、添付資料１、第７期決算報告書で説明をいたしますのでお願いいたします。 なお、記載の金額につきましては、すべて税抜き価格でございますのでご了承願いたいと思います。 まず、１ページ目でございます。 貸借対照表の左側の資産の部でございます。 流動資産の合計は６２，１３６，４６７円。

	内訳は、下記に記載されておりますように、現金及び預金から立替金の合計でございます。 このうち現金及び預金につきましては、前年対比約19,000千円の減となっております。これは、昨年度、建物西側に弁当等の製造施設を増設したものが要因となっておりますのでございます。 次に、固定資産として、合計29,076,877円でございます。 内訳として、有形固定資産26,959,170円、無形固定資産2,084,167円、投資その他の資産33,540円でございます。 この内有形固定資産に建物及び建物付属設備が記載されておりますが、先ほど説明いたしました施設の増設によるものでございます。 以上、資産の合計91,213,344円でございます。 次に、右側の負債の部でございます。 流動負債の合計は39,217,721円であり、内訳は、買掛金、未払金をはじめ、下記記載のとおりでございます。 次に、純資産の部につきましては、当期資本金41,000千円、この金額には、昨年度と変更はございません。 次に、利益剰余金10,995,623円は、前期までの積立金9,893,729円と当期の利益剰余金1,101,894円の合計でございます。 以上により、第7期末の純資産の合計は51,995,623円でございます。 続きまして、2ページ目の損益計算書でございます。 純売上高、合計205,370,331円でございます。 なお、直売所の売り上げにつきましては、税法上受託販売手数料収入のみの計上になっておるところでございます。 売上原価、合計138,998,736円は、仕入れ等の経費でございます。 それから、販売費及び一般管理費73,036,943円を通算いたしまして、営業損失6,665,348円でございます。 次に、営業外収益の合計は8,875,578円でございますが、主なものは、自動販売機手数料、テナントの家賃収入、補助金収入などでございます。 また、営業外費用の616,458円は、切手類等の仕入れ代などでございます。 以上、トータルしまして、経常利益1,593,772円となり、法人税等を差し引き、当期純利益が1,101,894円の決算となったところでございます。 なお、3ページに、先ほど説明いたしました販売費及び一般管理費の内訳、4ページのほうに製造原価の報告書が添付されておるところでございます。 また、5ページ、6ページに、決算に関する関係資料、7ページに監査の意見書の添付がされておるところでございます。 以上で、株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	2点お尋ねします。 決算の2ページです。 営業外費用の現金不足36,390円の要因は何だったのが1点、それと、株主への配当はどうなっているのか、お尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	ご質問の2ページ、現金不足36,390円でございます。

	これにつきましては、営業外費用の中で、どうしても釣銭それから日計の収支の合わなかった分でございます。 本来現金不足、それから数行上の現金超過、これは、基本的にはあってはならないとは考えておるところではございますが、現在ご存じのとおり、みなみの里につきましては、約5億円の金額を扱っておるところでございます。その中のこの費用は、本来いけないことではございますけれど、やむを得ない数字なのかなと考えておるところでございます。 それから、株主配当につきましては、前回、前々回でしたか、議会のほうでもご報告させていただきましたように、まだ、現在の積み立てそのものというのが1千万円に満たないような状態でございまして、4千万あるいは5千万になった時点につきまして、配当を検討するという報告をさせていただいておったかと思えます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	釣銭間違い、極力なくすように努力をしていただきたいと思います。
議 長	川上議員
川上議員	非常に頑張ってくださいまして、5億円以上の売上ということで、非常に実績はいいんですが、前年度から比べてですね、損益計算書を見ますと、売上高もちろん昨年度より1,700万ぐらいですかね、上がっていますが、また原価のほうもですね、書類上費用がかかっております。 中身を見てもみますと、一般管理費を見てもみますと、昨年度から比べて700万程度費用もかかっておるわけですが。これだけ5億円以上売り上げが伸びて、昨年度から比べると、営業利益は前年度より60万ぐらい赤字が増えておるという中で、どういうことが原因なのか、まずお尋ねします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 一般管理費、増えております。 この原因としましては、職員の人員増、及び非常に低位にありました給与体系の見直しで、いわゆる給与のアップ、それが主な原因となっておるところでございます。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	このファーマーズマーケット、6つのですね、直営部門が6つあるわけですが、この部門別の採算性は一応されておられるのでしょうか。 やはり原材料費それから人件費ですね、引いて、これから売上高に対して、私が心配しますが、やはりごえん屋等が、非常にこの売り上げで、どのくらい人材でされたのか分からないわけですが、そういうふうに部門別にですね、一応採算性を取っておられて、その採算性の中でどういう実態があるのか、お伺いいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	お答えいたします。 今、議員ご質問の内容につきまして、一番顕著なところにつきましては、決算書の2ページ、営業損失のところですね。 営業損失が6,665,348円のマイナスと。これがいわゆる直営部門でございます。直営部門、これだけの売上が上がっておりますけれども、結果的には600万の赤字というような形でございます。 それを一般管理費それから営業外利益でカバーして、結果的に100万余の黒字というような形になっております。 これも昨年質問をいただいたところでございます。本来直営部門はメインのところでございますので、ここで何とか収支をプラマイ0にしなければならないという、町

	長も答弁、町長と申しますか、株式会社の方からの代表としての発言もあったところでございます。 それから、先ほど質問の中でありましたごえん屋等につきましては、もちろん採算は大事なんですが、特にごえん屋につきましては、新しい加工製品、加工部門、こちらの開発部門も担っておりますので、どうしてもやはり黒というわけにはならないところでございます。その部門を全体的にカバーしながら、みなみの里全体で何とか黒に持っていこうという努力をしておるところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	来年の収支計画を見ますと、もう営業利益として124万ということで計画を立てておられます。 この営業利益こそがですね、やはりこの収益のバランスが一番大事なことでございますので、ぜひこれを達成していただきたいと考えておりますが、やはり部門の採算性、これをやはり重視して、そこ辺は課題なり問題点、これを改善していただかなければちょっと難しいのかなと。もう7年目を迎えて、初めてここに計画ですね、営業利益を上げておられますので、ぜひ達成してもらいたいと思うし、また、してもらわなくてはだめなんですけど、ぜひ、この部門別採算を重視していただいて、ぜひ達成していただきたいと考えております。以上です。
議 長	これで、質疑を終わります。 これで、報告第1号「株式会社筑前町ファーマーズマーケットみなみの里の経営状況について」の報告を終わります。
日程第5	
議 長	日程第5 報告第2号「平成26年度筑前町一般会計予算の継続費繰越について」を、議題とします。 報告を求めます。 財政課長
財政課長	それでは、議案書の4ページをお願いいたします。 報告第2号「平成26年度筑前町一般会計予算の継続費繰越について」 平成26年度筑前町一般会計予算の継続費を通次繰越したので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、別紙継続費繰越計算書のとおり報告する。 本日付け、町長名でございます。 次のページをお願いいたします。 先ほど説明の中にもありましたように、町営住宅の関係でございます。 7款土木費、町営住宅建替改修事業につきまして、出来高により60,258,621円を繰り越すものでございます。通次繰越するものでございます。 内容は、以上でございます。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、報告第2号「平成26年度筑前町一般会計予算の継続費繰越について」の報告を終わります。
日程第6	
議 長	日程第6 報告第3号「平成26年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」を、議題とします。 報告を求めます。

	財政課長
財政課長	それでは、議案書 6 ページをお願いいたします。 報告第 3 号「平成 2 6 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」 平成 2 6 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、別紙繰越明許費繰越計算書のとおり報告する。 本日付け、町長名でございます。 2 6 年度補正 7 号、8 号によりですね、繰越明許を決定していただいております。 地方自治法 1 4 6 条 2 項の規定により、計算書を作成いたしております。 次のページでございます。次のページをお願いいたします。 総務費につきましては、地方創生事業として繰越予算により実施するものでございます。財源の内訳につきましては、地域活性化、地域住民生活緊急支援交付金 8 6, 5 0 0 千円、地域振興基金 4, 9 3 6 千円でございます。 商工費につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を受けて実施するものでございます。 財源につきましては、県の支出金でございます。県の支出金の繰越しによりまして繰り越すものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	報告が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これで、報告第 3 号「平成 2 6 年度筑前町一般会計予算の繰越明許費繰越について」の報告を終わります。
日程第 7	
議 長	日程第 7 承認第 1 号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（中牟田・昭和線農道改良工事請負契約の変更）」を、議題とします。 説明を求めます。 農林商工課長
農林商工課長	まず、申し訳ございません。議案書の訂正をお願いいたします。 9 ページ、専決処分書のうち、2 行目、左のほうから工事請負変更契約の締結と記載しておりますが、正しくは、工事請負契約の締結でございます。 お詫びして、訂正をさせていただきます。変更の字句を削除をお願いいたします。 それでは、議案書 8 ページをお願いいたします。 承認第 1 号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が提案理由を述べましたので、省略をさせていただきます。 9 ページ目をお願いいたします。 専決処分書、平成 2 6 年 6 月 3 0 日付け第 3 0 号議案をもって議決された中牟田・昭和線農道改良工事請負契約に係る議決内容の一部を別添のように専決処分する。 平成 2 7 年 3 月 2 3 日、町長名でございます。 1 0 ページ目をお願いいたします。 1. 工事名 中牟田・昭和線農道改良工事 2. 契約の方法 変更前 指名競争入札 変更後 随意契約

	3. 請負契約額 変更前 64,152千円 変更後 70,918,200円 4. 工事請負人 朝倉郡筑前町東小田2797 株式会社岡嶋建設 代表取締役 松本広 今回の主な変更の内容は、当初水替え工を水中ポンプによって計上しておったところでございますが、計画の想定を超える雨水、宅地排水が上流から流入したため、橋梁の基礎の部分の土質改良工事を行う上で、やむを得ず計画変更を行い、仮設排水路の設置を行ったことと、既存の護岸や河川管理道路等の補修、復旧を行ったものでございます。 以上で、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	先ほど課長が、9ページ、変更を消してくださいということで、訂正がありましたが、10ページの頭ですね。工事請負契約の変更内容にしないといけないのではないのでしょうか。
議長	農林商工課長
農林商工課長	ご指摘のとおりでございます。 工事請負契約の変更内容でございます。お詫びして訂正させていただきます。 10ページの頭です。
議長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議長	討論なしと認めます。 これから、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(中牟田・昭和線農道改良工事請負契約の変更)」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議長	挙手全員です。 したがって、承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(中牟田・昭和線農道改良工事請負契約の変更)」は、承認することに決定しました。
日程第8	
議長	日程第8 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて(多目的運動公園園路広場整備工事(第1工区)請負契約の変更)」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案書、11ページをお願いいたします。 承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が申し述べましたので、省略させていただきます。 12ページをお願いします。 平成27年専決第2号、専決処分書。 平成26年3月13日付け第21号議案をもって議決された多目的運動公園園路広場整備工事(1工区)請負契約の締結に係る議決内容の一部を別添のように専決処

	分する。 平成２７年３月２５日、町長名でございます。 次のページの１３ページをお願いいたします。 工事請負契約の変更内容。 工事名 多目的運動公園園路広場整備工事（１工区） 契約の方法 変更前 指名競争入札 変更後 随意契約 請負契約額 変更前 ９６，１２０千円 変更後 ９８，０３１，６００円 工事請負人 朝倉郡筑前町東小田７８番地６ 株式会社柿原建設 代表柿原良至 工事箇所 筑前町下高場地内 工事概要 別表のとおり 工期につきましては、平成２６年３月１８日から平成２７年３月３０日まででございます。 参考資料として、別表、工事概要を記載しておりますけれども、主な変更された工種を記載しているわけですが、完成出来高の数量変更によるものでございます。 この中で２段目、暗渠排水工が０ｍになっていることは、多目的広場の暗渠排水工の埋設かさが浅いため、施工上路盤と一体的な施工が必要と判断に至り、１工区ではなく２工区の工事に割り付けたため削除となっております。 一体的にすることにより、瑕疵担保を明確にするためにも繋がります。 また、下から２列は、この工事が継続事業であり、かつ明許費繰越工事であるため、配分交付金を全額執行するために、工事進捗させたために工事数量が増加しております。 以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 （質疑なし）
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 （討論なし）
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第２号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（多目的運動公園園路広場整備工事（第１工区）請負契約の変更）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第２号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（多目的運動公園園路広場整備工事（第１工区）請負契約の変更）」は、承認することに決定しました。
議 長	ここで、農林商工課長から発言の申し出がっておりますので、許可します。 農林商工課長
農林商工課長	先ほど株式会社ファーマーズマーケットみなみの里の報告につきまして、河内議員より、まず配当のご質問があった内容につきましてでございます。 配当につきましては、単年度利益２千万円を超えたらという発言でございました。修正させていただきます。 それから、川上議員の各部門の収支の関係でございます。 本年度につきましては、各部門とも黒字ではございました。

	それから、最後の600万の営業損益ですかね、そちらにつきましては、事務所等の人件費、管理費等が含まれて、結果的に600万のマイナスというような形でございます。以上です。
議 長	回答の訂正がありましたけど、いいでしょうか。 質問はありますか。 (質問なし)
日程第9	
議 長	日程第9 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（多目的運動公園園路広場整備工事（第2工区）請負契約の変更）」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案書の14ページをお願いいたします。 承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましても、先ほどと同様町長が説明されましたので、省略いたします。 15ページをお願いいたします。 平成27年専決第3号、専決処分書。 平成26年6月30日付け第31号議案及び平成26年9月4日付け承認第10号をもって議決された多目的運動公園園路広場整備工事（第2工区）の請負契約の締結に係る議決の内容を別添のように専決処分する。 平成27年3月25日、町長名でございます。 16ページをお願いいたします。 工事請負契約の変更内容。 多目的運動公園園路広場整備工事（2工区） 変更前 随意契約 変更後 随意契約 請負契約額 変更前 215,967,600円 変更後 228,636千円 工事請負人 朝倉郡筑前町山隈934番地1 株式会社 平田組 筑前支店 取締役支店長 平田昭義 工事箇所 筑前町下高場地内 工事概要 別表のとおりです。 工期 平成26年7月1日から平成27年3月30日まででございます。 参考のところで、別表を記載しておりますけれど、公園施設工事の工種分類は一般土木と違いがありまして、都市公園法に基づく分類が多種多様になります。 工事費の中で大きな割合を占めている部分の変更数量があるものを記載しており、その中で記載しきれない部分を、ほかというふうな表現を使っています。 3段目の便益施設工は、表現的には同じですが、散水施設の数量が増加していますし、案内板も設置しています。 4段目の管理施設工も同様ですが、造成変更などに伴い、安全管理フェンス工が増加し、また雨水排水の側溝延長が延びています。 管理施設工には、法面処理も含まれるわけですが、野球場計画外周部に岩盤や固い礫層が出たため、モルタル吹付工及び植生マットで法面保護処理を行っています。 下段の暗渠排水工は、承認第2号で説明したもので、工事工程上の問題から、本工事で行っているものでございます。以上でございます。

議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	先ほどの承認２号と３号合わせて約１，５００万増額しているんですね。今後もまた変更が出て増額となったときにですね、１８億を超える可能性はあるんですか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えします。 契約変更の変更につきましては、当初補助金が３月、４月ぐらいに内示で下りてきます。そして、それに基づいて実施設計をして、交付に見合った分で執行しております。 そして、最終的に執行残が出ます。どうしても入札残が。入札残が出ますから、補助金を完全に全部執行しますので、こういう形で変更、工事進捗させるために変更が生じるわけでございます。 そして、継続事業でしている限りでは、補助金を返すのは、非常にもったいないと言いますかね、国に戻すのはもったいない。そしてまた継続事業でしていかなければならない部分がありますので、変更増で対応している状況でありますので、今後も入札執行残が出た場合につきましては、補助金がまだ残っている分については、こういう形で変更増が毎回出てくるような状況になります。 そして全体の１８億という話ですけど、今、鋭意努力をして、それに近づけるような方策等を練っておる状況でございますけれど、資材単価とか労務単価、そういう経費が上がっている現状でございますので、厳しいところはありますけれど、１８億目指して頑張っている状況でございます。
議 長	河内議員
河内議員	この運動公園については、最初１０億から１８億という高額な予算になったわけですが、それを超えないようにしていただきたいと思いますが、町長、見解をお尋ねします。
議 長	町長
町 長	お答えいたします。 議員、今ご質疑のとおり、かなり当初の計画から事業費が増大いたしました。 極力、物価の変動、何が、災害が起こるか分かりませんが、とにかく１８億内で事業を完工させたいと、そういった強い思いで臨んでおりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（多目的運動公園園路広場整備工事（第２工区）請負契約の変更）」を、採決します。 本件は承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第３号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（多目的運動公園園路広場整備工事（第２工区）請負契約の変更）」は、承認することに決定しました。
日程第１０	
議 長	日程第１０ 承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町

	税条例及び筑前町税条例の一部を改正する条例の一部改正)」を、議題とします。 説明を求めます。 税務課長
税務課長	それでは、議案書の１７ページをお開きください。 承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長から冒頭に説明されましたので、省略をいたします。 次のページ、１８ページをお開きください。 この専決処分書は、平成２７年３月３１日付けで、条例改正の専決処分をしたものであります。 改正の内容であります、今回の税条例の一部改正は、上位法令である地方税法の改正が４月１日に施行されるため、関係条文を改正したものであります。 今回の改正は、３９ページにわたっておりますが、その改正内容につきまして、主な分のみ４項目にまとめて、簡潔に説明させていただきます。 １点目は町民税関係で、個人住民税における、１つ目に減免の申請期限の改正、住民にとって有利な法定納期限日までとし、ほか固定資産税、軽自動車税の身体障害者の減免についても、同様の改正でございます。 ２つ目に、住宅借入金など特別税額控除、ローン控除の対象期間の延長、３つ目に、ふるさと納税の申告特例で、確定申告が不要な給与所得者などがふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄付金、税額控除を受けられる特例措置などの措置が創設、拡充されたことに伴い、改正するものであります。 ２点目は、固定資産税関係であります。 固定資産税において、国が一律に定めていた固定資産税の特例率を地方自治体が地方税法の定める範囲内で、自主的に判断し条例で定めることができるようにする仕組みのわが町特例、地域決定型地方税制特例措置の創設と、土地に係る税負担を調整するための負担調整措置、宅地など及び農地、年度の変更を３年間延長する改正。 さらには据え置き年度において、簡易な方法により、価格の下落修正ができる特例措置を３年間延長し、３年ごとに評価替えを行うが、土地の下落を反映するため、据え置き年度においても修正をかけることができるとの継続など、特例措置の改正がなされたことに伴い改正するものでございます。 ３点目は、軽自動車税関係であります。 特例措置として、グリーン化特例の新設、２８年度課税のみの適用でございます。 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、税率を軽減する。電気自動車は概ね７５％の軽減、ガソリン車やハイブリッド車は一定の燃費基準を達成すれば、概ね５０％から２５％の軽減、軽自動車税の税率、経過措置、施行期日の２６年に改正した二輪車及び小型特殊自動車の税率改正の適用を１年延期。 軽自動車税については、二輪車及び小型特殊、農耕用リフトなどに係る税率の引き上げが、２７年４月１日適用とされていたものを、２８年４月１日からの適用とされました。 平成２６年改正したもので、変わらず適用されるものは、２７年４月１日、１つ目のグリーン化特例で、新規車検登録車の重課、２つ目に、１４年目長期経過車におけるグリーン化の重課税、２８年４月１日など特例措置の改正であります。 ４点目は、たばこ税の関係です。

	旧３級品の製造たばこに係る特例税率の廃止措置で、平成２８年４月から平成３１年４月１日までに、４段階で税率の引き上げを行います。 旧３級品たばこ、旧専売納付金制度化において、３級品とされていた紙巻きたばこ、現制度においても、特定税率により低くされていまして、改正するものであります。 以上の４項目の改正点につきまして、第１条の本則、第２条から第１４９条までの２０条、及び附則を含めて改正をしているところであります。 議案書の５０ページをお開きください。下の段のところでございます。 この改正条例は、附則第１条で謳っておりますように、平成２７年４月１日から施行するものであり、町民税に関する経過措置については、附則第２条から第７条に謳っているとおりであります。 詳細な改正内容につきましては、先日議員に配布いたしております新旧対照表のとおりでありますので、よろしくお願い申し上げまして、承認第４号、専決処分を報告し、承認を求めることについての説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の４６ページです。 一番下の２条の表なんですけど、現行、改正後同じなのに、両方とも下線があるのは、どういう意味があるんでしょうか。
議 長	税務課長
税務課長	お答えいたします。 現行で右側に一覧表があります。そして、左側のほうにも同じ一覧表がありますが、これは、改正後の２条の、最初のほうにですね、この、そうですね、４６ページの真ん中ほどに、法附則第３０条第１項に規定するというふうに書いてありますが、この分が、何と言いますか、新たに説明として、ここの左の、今言いましたところから、それぞれ同表の右欄に上げる字句とするということで、新たに線を引いたところが入っておりますので、金額的には同じで、説明文が入ったということでございます。以上です。
議 長	いわゆるこの表は必要なんですかね。両方とも。 はい。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例及び筑前町税条例の一部を改正する条例の一部改正）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第４号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町税条例及び筑前町税条例の一部を改正する条例の一部改正）」は、承認することに決定しました。
日程第１１	
議 長	日程第１１ 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を、議題とします。

	説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の５８ページをお開きください。 承認第５号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が申し上げましたので、省略いたします。 ５９ページをお願いいたします。 平成２７年専決第５号、３月３１日に専決処分をしたものであります。 ６０ページをお願いいたします。 今回の改正につきましては、国保税課税限度額の引き上げと国保税軽減安定所得の基準額の引き上げとなっております。 まず、条例第３条第２項につきましては、国保税のうち基礎課税額の課税限度額が５１万円から５２万円に引き上げになるものです。 同条第３項につきましては、国保税のうち後期高齢者支援金等の課税限度額が、１６万円から１７万円に引き上げになるものです。 同条第４項につきましては、国保税のうち介護納付金の課税限度額が１４万円から１６万円に引き上げになるものです。 引き上げ後の課税限度額の最高限度額につきましては、４０歳から６４歳の介護保険第２号被保険者が属する世帯につきましては８５万円、属さない世帯につきましては６９万円ということになります。 次に、条例第２２条第１項でございますが、第２２条につきましては、国保税の減額について規定をしている条でありますけど、ここに課税限度額が記載をされておりますので、先ほどの第３条第２項から４項の課税限度額の引き上げに伴い、変更が必要となったものであります。 次に、６１ページ、条例第２２条第１項第２号でございますが、これは、５割軽減判定所得の基準額を規定しているものでありまして、軽減対象となる被保険者１人当たりの所得基準額を２４万５千円から２６万円に引き上げるものです。 次に、第３号ですが、これは、２割軽減判定所得の基準額を規定をしているものであります。軽減対象となる被保険者１人当たりの所得基準額を４５万円から４７万円に引き上げるものです。 改正によりまして、軽減に該当する世帯が増加をいたしますけど、本町国保世帯の半数は、いずれかの軽減に該当するということで見込んでおります。 附則です。 この条例は、平成２７年４月１日から施行いたします。 なお、附則第３条につきましては、平成２５年筑前町条例第２１号中の附則第１５項の一部分の施行期日を、平成２９年１月１日から平成２８年１月１日に改正をするものでございます。 以上、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 河内議員

河内議員	反対の立場から討論します。 課長は全員協議会の席で、限度額を引き上げ、その分だけ軽減措置をしたという説明でした。 しかし、1, 700億円の軽減措置分が反映されていません。住民負担を強いるものであり、反対を表明して、討論といたします。
議 長	これで討論を終わります。 これから、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 （賛成者挙手）
議 長	挙手多数です。 したがって、承認第5号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」は、承認することに決定しました。
日程第12	
議 長	日程第12 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町営住宅篠隈団地建替工事2期工事請負契約の変更）」を、議題とします。 説明を求めます。 都市計画課長
都市計画課長	議案書63ページでございます。 承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、先ほど町長が申し述べておりますので、省略させていただきます。 64ページをお願いします。 平成27年専決第6号、専決処分書。 筑前町営住宅篠隈団地建替工事2期工事請負契約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分する。 平成27年4月3日、町長名でございます。 65ページをお願いいたします。 工事名 筑前町営住宅篠隈団地建替工事2期工事 契約の方法 変更前 指名競争入札 変更後 随意契約 請負契約額 変更前 289,440千円 変更後 290,888千円 工事請負人 福岡県久留米市大石町32番地 黒田・楠田特定建設共同企業体 代表者 黒田建設株式会社 代表取締役 黒田潔 参考、1工事箇所 筑前町篠隈225番地12地内 工事概要 別表のとおり 工期 平成26年8月29日から平成27年5月29日まで 工事概要につきましては、記載の別表のとおりでございます、構造等から付帯設備まで、変更前と変更後に、変更後の部分にハイフンというか横棒を入れておりますけれど、ここのところは変更はないということでございますので、そういうふうにご理解いただきたいと思います。 それから、駐車場台数が33台から28台、それから、広場が新たに74.3㎡新設している状況でございます。以上でございます。

議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	議案書の65ページ、別表の駐車場の台数なんですけれども、最初33台で計画していたのは、それなりに理由があって33台にしていたと思うんですが、その理由と、5台分減らして支障はないのか、お尋ねをいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 駐車台数につきましては、原則入居者の方には1台確保、また、余剰台数があれば、その分を、2台持ってある入居者の方もありますので、その辺は入居者の方たちの中で話し合いを行われて配分するというところでございます。 33台、当初確保できる予定でしたけど、5台分減っている関係は、地域住民の方から夏休み、子どもたちの健康広場というところの要望等もございまして、やはり町営住宅ができるだけではなく、やはり地域住民の方にも親しまれる施設とならなくてはならないために、そういう住民の声を聞いて、広場、5台分を外しまして、健康広場に提供している状況でございます。
議 長	河内議員
河内議員	町営住宅の住民にとって、支障はないんでしょうか。お尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	町営住宅の入居者の方にとっては、支障はございません。
議 長	河内議員
河内議員	ではお尋ねしますが、2台目を要望している方は何人いらっしゃったんですか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	今回の2期工事で2台目要望をしてある入居者の方が、どれだけあったかというのは、ちょっと手元のほうに資料がございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。
議 長	あと1回、認めてもいいですけど。 河内議員
河内議員	その2台分、どれだけの方が要望しているかも分からないで、5台も減らして大丈夫かなという気がするんですが。 例えば、21戸のうち8軒の方が2台目要望されたら、抽選になるんですか。
議 長	都市計画課長、明確に回答願います。
都市計画課長	予備駐車場の2台目配分につきましては、話し合いというかですね、入居者の方たちの話し合い。極端に申しますと、車を持ってない入居者の方もございますので、そういうところで、管理組合の中で話し合われて、配分されるという状況が原則でございます。
議 長	28台で問題ないということですね。支障はないということか、はっきり言ってください。
都市計画課長	そういうことで、支障はないというふうに考えております。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町営住宅篠隈団地建替工事2期工事請負契約の変更）」を、採決します。

	本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第6号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町営住宅篠隈団地建替工事2期工事請負契約の変更）」は、承認することに決定しました。
日程第13	
議 長	日程第13 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町附属機関に関する条例の一部改正）」を、議題とします。 説明を求めます。 総務課長
総務課長	66ページです。 承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 本日提出、町長名でございます。 提案理由は、町長の提案説明のとおりでございます。 67ページ、専決処分書です。 5月1日に専決をしたものでございます。 内容につきましては、68ページになります。 附属機関に関する条例の一部を改正する条例ということで、表を見ていただきまして、左側の改正後の表の中にですね、今回、筑前町総合戦略推進会議、総合戦略に関する事務ということで、その部分を挿入したものでございます。 この条例は、公布の日から施行する。以上でございます。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 (質疑なし)
議 長	質疑がないようです。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町附属機関に関する条例の一部改正）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第7号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（筑前町附属機関に関する条例の一部改正）」は、承認することに決定しました。
日程第14	
議 長	日程第14 承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を、議題とします。 説明を求めます。 健康課長
健康課長	議案書の69ページをお願いいたします。 承認第8号「専決処分を報告し、承認を求めることについて」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条

	第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。 本日付け、町長名でございます。 提案理由につきましては、町長が申し上げましたので、省略をいたします。 70ページをお願いします。 専決処分書です。 平成27年専決第8号、5月29日に専決処分をしたものであります。 別冊の国保会計補正予算（第1号）をお願いいたします。 1ページです。 平成27年度筑前町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ176,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,310,008千円とする。 平成27年5月29日専決、町長名でございます。 事項別明細書で説明をいたします。 7ページをお願いします。 まず、歳出でございますが、13款1項1目前年度繰上充用金、補正前の額0、補正額176,000千円、計176,000千円でございます。 5月29日に補正予算を専決処分をいたしました。この時点で最終的な収入の確定処理ができておりませんでしたので、若干補正額に余裕を持った予算とさせていただいておりました。 なお、赤字の確定額につきましては、175,408,123円となっております。 この額を、前年度の平成26年度国保会計に繰上充用することで、平成26年度国保会計の赤字を埋め合わせることになります。 次に、6ページの歳入でございますが、11款4項7目歳入欠陥補てん収入、補正前の額0、補正額176,000千円、計176,000千円でございます。 歳入欠陥補てん収入と申しますのは、歳入の見込みがない場合に、歳出にあわせて歳入予算を計上するものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	説明が終わりました。 これから、質疑を行います。 河内議員
河内議員	確認の意味で、もう一度数字をお尋ねします。 繰上充用の金額、円まで先ほど言われたんで、ちょっともう一度お願いします。
議 長	健康課長
健康課長	申し上げます。 175,408,123円でございます。175,408,213円でございます。
議 長	河内議員
河内議員	先日いただいた資料なんですが、国民健康保険特別会計の財政見通しの中で、平成27年度の繰上充用金が175,481千円となっております。数字が違うようですが、お尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	ご指摘のとおりで、先日本渡しした分と数字が若干違っておるみたいでございます。 先日本渡ししたほうの数字のほうが誤っているというふうに考えておりますけど、再度確認して報告をさせていただきます。申し訳ありません。
議 長	河内議員

河内議員	先日いただいた資料が間違いでしたら、差し替えをよろしくお願いします。
議 長	差し替えをお願いします。 健康課長にお尋ねしますが、一番最初に言われたのが１７５，４０８，１２３円という話だったんですけど、後で言われたのが１７５，４０８，２１３円と、１と２が反対になったようなんですけど、再度回答をお願いしたい。 健康課長
健康課長	申し訳ございません。１７５，４０８，１２３でございます。
議 長	これで質疑を終わります。 これから、討論を行います。 (討論なし)
議 長	討論なしと認めます。 これから、承認第８号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」を、採決します。 本件は、承認することに賛成の方は、挙手を願います。 (賛成者挙手)
議 長	挙手全員です。 したがって、承認第８号「専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成２７年度筑前町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）」は、承認することに決定しました。
日程第１５～ 日程第１８	
議 長	会議規則第３５条の規定により、日程第１５から日程第１８までを一括議題とします。 お諮りします。 一括議題とした日程第１５ 議案第２６号から日程第１８ 議案第２９号までは、議案の説明のみ行いたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 それでは、順次議案の説明を求めます。 建設課長
建設課長	議案書の７１ページでございます。 議案第２６号「曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る基本協定の変更について」 平成２６年９月２２日付第３２号議案をもって議決された曾根田川河川改修事業薬師前橋架換工事に係る基本協定の議決の内容の一部を別添のように改める。 本日付け提出、町長名でございます。 提案理由は、冒頭の町長の説明のとおりでございます。 ７２ページでございます。 訂正をお願いいたします。 基本協定の変更内容に修正をお願いいたします。 １．協定の目的につきましては、当初基本協定と同様でございます。 ２．工事費及び費用負担額 変更前 工事費１２８，８２５，１００円 福岡県と筑前町の負担額は双方２分の１でございまして、６２，８４１，５５０円でございます。別途筑前町としましては、事務費５％、３，１４２千円でございます。

	た。 変更後 工事費 148,479,680円、19,654,580円の増でございます。町、県の負担は、いずれも72,429,340円でございます。 変更の理由としましては、旧橋の撤去工事が増額となったことと、橋台工の工事費を再積算されたところ、当初の見込よりも増額となったというふうに聞いております。 3. 協定の期間 変更前 平成26年9月22日から平成28年3月31日 変更後 平成26年9月22日から平成29年3月31日 当初協定では、平成27年度中に完了予定でございましたけども、先ほどの事業費の増と県の予算の関係で、28年度までかかるということで、協定の期間を変更するものでございます。 協定の相手方は、福岡県知事でございます。 工事箇所、工事の概要については、前回と同様でございます。以上でございます。
議 長	財政課長
財政課長	議案書の73ページをお願いいたします。 議案第27号「平成27年度筑前町一般会計補正予算（第1号）について」平成27年度筑前町一般会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名でございます。 別冊の平成27年度筑前町一般会計補正予算（1号）をお願いしたいと思います。1ページをお願いいたします。 歳入歳出の補正につきましては、それぞれ353,048千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12,450,688千円とするものでございます。 地方債の補正につきましては、28,600千円の増額補正でございます。5ページ、6ページをお願いいたします。 総括でございます。 補正の主な内容につきましては、福祉臨時給付金が50,805千円、それから、高収益型園芸産地育成事業25,985千円、工業用地造成事業特別会計繰出金223,101千円、それから、企業誘致関連道路整備事業30,241千円でございます。工業特会への繰出につきましては、マルヤス工業の用地等の買戻しによるものでございます。 歳出のほうから説明いたしたいと思います。 8ページをお願いいたします。 8ページ、歳出の主なものから説明いたします。 総務費でございます。2款総務費、23目コミュニティ推進事業費2,400千円でございます。コミュニティ助成を受けて草場川桜並木のライトアップ事業を行うものでございます。 30目地方創生費6,944千円でございます。 地方創生事業につきましては、繰越予算で取り組んでおりますが、対象者の増や当初に予定していなかった事務費等の増によります補正でございます。 3款民生費でございます。 9目めくばり館費7,020千円でございます。 めくばり館の浴室の改修工事でございます。 それから、11目臨時福祉給付金50,805千円でございます、消費税引き上げによる影響の緩和ということで、所得の低い方に対して給付するものでございます。 5款農林水産業費でございます。3目農業振興費につきましては、特産品加工セン

	ターの基本設計委託料4, 938千円、活力ある高収益型園芸産地育成事業に25, 985千円を計上しております。 6款商工費につきましては、プレミアム商品券の発行補助をですね、繰越予算としたことによる減額補正でございます。3, 500千円の減額でございます。 7款土木費でございます。 1目都市計画総務費です。企業誘致関連道路整備事業用地費に23, 261千円、それから、工業用地造成特別会計繰出金に223, 101千円を計上しております。 続きまして、歳入の主なものを説明いたしたいと思います。 7ページでございます。 15款国庫支出金58, 789千円でございます。臨時福祉給付金が51, 530千円、それから、社会保障番号制システムの事業費補助金が7, 259千円でございます。 それから、16款県支出金、農林水産業県補助金です。活力ある高収益型育成事業費の補助25, 985千円でございます。 それから、19款繰入金237, 852千円でございます。財政調整基金及び地域振興基金からの繰り入れでございます。 町債につきましては、企業誘致関連道路整備事業に合併特例債を計画しております。以上でございます。
議 長	上下水道課長
上下水道課長	議案書の74ページをお願いします。 議案第28号「平成27年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）について」平成27年度筑前町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。本日付け、町長名です。 別冊の補正予算書をお願いします。 1ページをお願いします。 第1条、平成27年度筑前町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第2条、平成27年度筑前町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。 資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額57, 450千円は、過年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額、57, 450千円で補填するものとする。 支出の1款資本的支出、1項建設改良費11, 539千円を増額補正し、304, 951千円とするものです。 7ページの次の資料、補正予算（第1号）付属書類で説明をいたします。 10ページをお願いします。 今回の補正につきましては、資本的収入及び支出の、支出の分でございます。 1款資本的支出、1項建設改良費、1目施設整備費の節の委託費424千円を新規に計上するもので、補正理由につきましては、用地購入に伴う税務署との事前協議に必要な造成計画図の作成をコンサルタントに委託するものでございます。 次に、11ページをお願いします。 同じく4目固定資産購入費の節、用地購入費11, 115千円を新たに計上するものでございます。 補正の理由につきましては、水道工事用資機材及びそれに伴います残土の仮置き場として、新たに用地を購入するものでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	都市計画課長

都市計画課長	議案書の75ページをお願いいたします。 議案第29号「平成27年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）について」 平成27年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。 本日付け、町長名でございます。 平成27年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。別冊になっております。 補正予算書の1ページでございます。 平成27年度筑前町工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 歳入歳出予算の補正でございます。 第1条、歳入歳出予算の補正は、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正ごとの歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。ということでございます。 2ページ、3ページをお願いいたします。 歳入、1款1項一般会計繰入金、補正額223,101千円でございます。 歳出、1款1項工業用地造成事業費、補正額223,101千円でございます。 7ページをお願いします。 歳出の事項別明細を説明させていただきます。 1款1項1目工業用地造成事業費、補正額224,301千円でございます。 9節旅費、11節需用費は、用地買収に伴う経費でございます。 15節工事請負費560千円は、用地取得後の草刈りなどの維持管理費でございます。 17節公有財産購入費は222,111千円は、マルヤス工業株式会社及び四三嶋工業用地買収費でございます。 以上で、説明を終わらせていただきます。
議 長	議案の説明が終わりました。 ここで、先ほど説明がありました国保会計の前年度繰上充用金の件で、健康課長から発言の申し出がっておりますので許可いたします。 健康課長
健康課長	先ほど申し上げました26年度の国保会計の赤字でございます。訂正をさせていただきます。 175,408,213でございます。何度も申し訳ございませんでした。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	先ほど河内議員より、町営住宅2期工事の駐車台数の件が、質問がございましたけれど。 2期工事、28台確保しております、2台目希望者が6台ということで、21世帯分の21台と6台で27台でございますので、28台ありますので、1台は管理用として確保できているという状況でございます。
散 会	
議 長	以上で、本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会いたします。どうもお疲れでございました。 （11：44）